

## 平成30年度第1回伊予市環境審議会

平成30年12月19日（水）

市役所 2階 会議室1

出席委員：中安 章・藤岡政晴・對尾眞也・篠崎博志・大森幸子・平田清夫・東岡芳雄  
植松秀一・中塚道子・長見美保（10人）

事務局：産業建設部長 木曾信之・環境保全課 泉 仁・高橋雄二・桂城建恭・本田 真  
都市住宅課 三谷陽紀・小寺卓也・栗田智穂

<午前9時00分 開会>

### ○事務局

皆さんおはようございます。

本日は、早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから平成30年度第1回の伊予市環境審議会を開催させていただきます。

会長が決まるまでの間、司会を務めさせていただきます環境保全課の泉と申します。よろしくお願いたします。

今日の審議会には、委員さん全員の御出席をいただいておりますので、会議の成立要件を満たしております。

それでは、開会に当たりまして、産業建設部長の木曾より御挨拶を申し上げます。

### ○木曾産業建設部長

平成30年度第1回伊予市環境審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

皆様には、日ごろより本市の環境行政を初め、市政全般に多大なる御理解と御協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。また、このたびは大変お忙しい中、環境審議会委員を快くお引き受けをいただきまして、重ねてお礼を申し上げるところでございます。本当にありがとうございます。

本審議会につきましては、市長の諮問に応じ、環境行政を総合的かつ計画的な推進について調査、審議するほか、環境の保全に関する基本的な重要事項について、専門的に調査及び審議をしていただくために設置しているものでございまして、委員の皆様には向こう2年間、委員としてお願いをするものでございます。

本市におきましては、平成28年3月、市政の礎となる第2次伊予市総合計画を策定し、本計画に基づいて事業を推進しているところでございます。環境関係についても、平成35年度を目標年次とする伊予市の一般廃棄物処理基本計画を策定、平成28年2月には、同基本計画の改

定、また3月に伊予市の第3次地球温暖化対策実行計画も策定してきたところであり、環境関係の計画策定におきましても、この審議会の委員の皆様から多大なる御提言、御指導をいただいていたところでございます。

昨今、環境問題は複雑化、多様化しており、また地球温暖化対策のほか、生物多様性の保全、また気候変動対策など、広がりも見せておりまして、この審議会の役割は、ますます重要になっていると認識をしているところでございます。

こうした中、本日の審議会、議事も多く、市設置型における浄化槽の管理の見直しについても諮問と予定をしております。経験豊富な委員の皆様のご貴重な御意見、またすぐれた知見からの専門的な御意見、御提言をいただければ幸いと考えているところでございます。何とぞ活発な御意見をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、第1回目の審議会の開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局

ありがとうございました。

それでは、本日の出席いただいております委員の皆様におかれましては、初めての顔合わせでございますので、委員の御紹介をいたしたいと思っております。

初めに、学識経験者として、愛媛大学大学院農学研究科教授中安章様、再任でございます。

続きまして、市長が適当と認める者として、伊予市農業委員会会長藤岡雅晴様、再任でございます。

続きまして、伊予商工会議所事務局長篠崎博志様、再任でございます。

続きまして、愛媛県地球温暖化防止推進員大森幸子様、再任でございます。

続きまして、伊予漁業協同組合組合長對尾眞也様、再任でございます。

続きまして、伊予市広報区長協議会伊予地域代表平田清夫様でございます。

続きまして、中山地区広報区長会会長東岡芳雄様でございます。

続きまして、双海地区広報区長会会長植松秀一様でございます。

続きまして、市民公募委員枠といたしまして中塚道子様でございます。

続きまして、同じく伊予市公募委員枠としまして長見美保様でございます。

#### <事務局紹介>

#### ○事務局

それでは、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。

初めに、次第の議事(1)の会長選出、(2)副会長選任に関して説明をさせていただきます。

まず、環境審議会条例第3条第2項で、委員は学識経験者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱するものとありますので、本年7月1日付で委員の皆様へ委嘱をさせてい

ただいております。

条例第4条第2項で、会長は委員の互選によって定める。第4項で、副会長は委員のうちから会長が任命するとなっています。

まず、会長の選出を互選によりお願いしたいと思います。

どなたか御意見はございませんでしょうか。

#### ◎委員

初めての顔合わせですので、事務局案があれば、事務局案を提示していただきたい。

#### ○事務局

事務局案ということでございましたので、事務局といたしましては、前任期でもお願いしました愛媛大学大学院農学研究科教授中安委員にお願いできればと存じますが、皆様いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○事務局

異議なしということでございますので、中安委員さんに、会長をお願いいたしたいと思いません。

それでは、会長から御挨拶をお願いいたします。

#### ●会長

改めましておはようございます。

この環境審議会の委員として4年が経過しました。ちょうど4年前に、一般廃棄物処理基本計画を策定するところからこの審議会が発出したかなと思います。それから4年が経ち、そして目標年度が35年ですから、ちょうど真ん中の年まで来ました。そこでまた、途中でいろいろと審議をしていくと、次に改めての段階を経ていくことになるということで、今日も何かそういったことをこの審議会で審議することになると思いますので、皆様のお知恵を拝借いただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

私自身の大学での研究は、農学部でありますけれども、もともと農産物の流通というところから出発しましたが、食品及びそれを取り巻く環境という形で、リサイクル型社会で最近関心を持っているのは、畜産廃棄物とか、いろんな木材チップとかを含めて、発電を行う、ここらあたりはそう寒くはないんですけども、西予市等ではかなり寒いところもあるということで、発電だけじゃなくて、メタンガスが発生した後の熱を利用したような形の、その地域全体を温めていくというようなことに利用する、そういったことを地域の人と検討したりしております。内子町もそういった計画をつくられていて、そういったところにも係わってきましたので、こういうところも含めて、伊予市でもいろんな形で、環境問題に対して協力をさせていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○事務局

よろしく願いいたします。

続きまして、議事、(2)副会長の選任でございますが、副会長の任命を会長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

●会長

私が任命するということですので、今までこの4年間一緒にやっていただきました藤岡委員さんに、また引き続きお願いしようと思っております。

○事務局

ただいま中安会長が藤岡委員を任命されました。

それでは、副会長さん、御挨拶をお願いいたします。

◎委員

副会長に任命をされました藤岡でございます。会長を補佐しながら運営に協力していきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○事務局

よろしく願いいたします。

それでは、正副会長が決まりましたので、条例第5条で会長が議長となると規定をされておりますので、これからは会長に議事進行をお願いしたいと思っております。

なお、本日の諮問案件につきましては、議事の(6)市設置型における浄化槽管理の見直しについてとなります。他の(4)、(5)、(7)につきましては、報告事項となりますけれども、併せて貴重な御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いします。

●会長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

議事の(3)伊予市環境審議会について事務局から御説明をお願いします。

○事務局

それでは、伊予市環境審議会について、詳細な説明をさせていただきます。

まず、お配りしております資料の中の、資料1と右上に書かれている資料をご覧ください。

環境基本法第44条により、環境の保全に関して基本的事項を調査、審議させるなどのため、学識経験のある方を含む者で構成される審議会を置くことができると規定されております。これが諮問機関となり、伊予市では伊予市環境審議会を設置しているところでございます。

そして、下の廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、第6条に、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとなっており、おおむね10年から15年の期間について、一般廃棄物処理基本計画を定めることになっております。その下に位置するのがあって、年度ごとに定める一般廃棄物処理実施計画となります。

続きまして、資料2をお願いいたします。

環境審議会条例がこの機関の設置条例となっております。

第1条で、環境基本法第44条の規定に基づき、審議会を置くことになっており、第2条で市長の諮問に応じ、調査及び審議を行うこととなっております。

委員は15名以内となっておりますが、現在、10名の方が委員になっていただいております。任期は2年で、今年7月1日に任命をしております、再来年、2020年6月30日までの任期となっております。

会議につきましては、第5条で、会長が招集し、会長がこの議長となり、委員の過半数が出席しなければ会議が成立しないこととなっております。

次の、資料3をお願いします。

委員の名簿となっております。女性の方が3名で、男女共同参画基本計画でうたわれております女性の割合が3割以上ということの目標を整えた構成となっております。

次の、資料4をお願いいたします。

自治基本条例でございます。

こちらは、伊予市が目指す参画と協働のまちづくりを進めるためのもので、第22条に審議会の運営がうたわれております。審議会を設置する場合は、委員の全部または一部を公募により選任するように努力義務が付されております。そして、審議会の会議録、会議につきましては、原則公開となっており、それは別に定めることとなっております。

別といたしますのが、次の資料5になります。

伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則となります。

第4条に、公募により選任される委員は、10名以下にあつては2名以上とするとあり、今回、この会ではお二人の方を公募により選任しております。選定に当たっては、男女比、年齢構成等に配慮することとなっております。今回、広報及びホームページで約1カ月間募集をしましたが、応募される方がおられませんでした。そのため、第11条、応募がない場合の取り扱いとして、このたびお二人の委員さんが公募枠として市長が委嘱をしております。

そして、会議の公開につきましては、第12条、審議会等の会議は原則これを公開しなければなりません、必要があると認めるときは、委員全員の同意を得て会議を非公開とすることができるとなっております。

第16条では、会議終了後、速やかに会議録を作成し、会議が公表で行われた場合については、会議録をホームページに掲載する方法により公開することとなっております。

そして、次の資料6でございますが、傍聴要領となっております。

平成26年のこの環境審議会の中で定めている内容でございます。

以上で環境審議会の説明及び会議の公開及び会議録の公表についての説明を終わります。

#### ●会長

あわせて、次の議事に移りたいと思います。

(4) 伊予市一般廃棄物処理基本計画について、事務局からよろしくお願ひします。

#### ○事務局

それでは、続きまして一般廃棄物処理計画の内容について説明をさせていただきます。

資料7をご覧ください。

今回は概要版ということでお配りをしております。

この基本計画は、平成26年7月から市長の諮問に答える目的を持って、3回の審議会を開催し、同年11月19日に環境審議会としての答申を行っていただいているものでございます。その後、市が翌年2月2日にその（案）を基本計画として策定し、平成26年度から35年度までの10年間の計画が動き始めたわけでございます。

そして、この基本計画のもと、単年度の実施計画が必要となるため、本年2月に平成30年度の実施計画案を提示し、御検討いただきました。平成30年4月以降につきましては、作成した実施計画をもとに、全体基本計画の進捗状況を見守っていただいております。

この計画につきましては、大きくごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画という2本立てとなっております。

資料の1枚を開いていただいて、右側のページでございますが、ごみ処理基本計画については、ごみの排出量の推移に載せておりますように、過去8年間のごみ処理の排出量から、今後、伊予市のごみの排出量がどのようになるかという予測をし、目標設定を行う内容となっております。

上のグラフのほうで、平成17年度からごみの排出量をグラフで表示しております。平成17年度から20年度にかけて、大きくごみの排出量が落ち込んでおります。

これは、まず1つ目に、平成18年10月に指定ごみ袋を導入し、廃棄物処理を有料化いたしました。結果、平成18年から家庭系の可燃ごみであるえんじ色の部分が減少したものと認識しております。

そして2つ目に、平成20年度に青色の部分がなくなっております。これは大型の家庭系収集ごみで、いわゆる粗大ごみの排出量でございますが、平成17年から平成19年に青色の部分が増加していることがわかってお思います。これは、周辺自治体で粗大ごみの戸別収集を開始したときに、伊予市がまだステーション収集であったため、市外から粗大ごみが持ち込まれたことが考えられます。その後、本市におきましても周辺自治体と同様のサービスを実施し、粗大ごみを戸別収集することにした結果、排出する粗大ごみが減ったということになっております。このような変遷がありまして、ごみの量が平成20年度から極端に減少している傾向にあります。

ごみの処理計画につきましては、平成20年度から平成35年の15年間でごみの量を10%減らしていこうということで、ごみゼロへ、資源循環型の郷づくりという目的を設置しております。

次のページを開いていただいて、ごみの基本計画について、4つの項目で作成をしております。

す。

まず、ごみの排出抑制、再利用・再資源化の促進です。これがごみの減量化で最も重要な課題であり、あらゆる機会を利用し、住民、事業者に対してごみの減量化に関する意識の啓発を行い、協力を強く働きかけるという方針となっております。

2つ目に、再生品の利用促進でございます。これは、資源化・循環型社会のシステムを構築するために、廃棄物の有効再利用と再生品の利用を積極的に推進していく方針となります。自分自身の利用においては廃棄物になったものでも、ほかの方の手に渡ればまだ利用できるようなことやリサイクルショップに持ち込むなど、再生品の利用を推奨することによって循環型社会を側面から支えていく意識が必要だということを示しております。

3つ目に、資源物の分別収集による減量化・再資源化の推進です。ごみの区分は、現在、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの3種類と、資源物につきましては9品目、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、布類、缶、瓶、プラスチック類、ペットボトル類としております。全て分別できればよいのですが、現在も可燃ごみの中に資源物として排出されているものがありますので、それを少しでも資源物として排出されるような働きかけをすることを方針として上げております。

最後に4つ目ですが、不法投棄対策でございます。不法投棄を初め、日常のあらゆる場面で起因する廃棄物問題は普遍の社会問題として位置づけられております。少しでも不法投棄を減らす努力をして、環境パトロールを実施したり、特に悪質なものにつきましては、警察とともに厳正に対処をする姿勢を見せることにより、市民のモラル向上であったり、環境維持を図っていくことができると考えております。

ごみ処理の基本方針につきましては以上でございます。

#### ○事務局

それでは、生活排水処理基本計画の内容について説明させていただきます。

右側のページの生活排水処理基本計画は、本市における生活排水処理について、長期的な視野に立ち、生活排水処理の方向性とあるべき姿について、総合的な見地から将来の生活排水処理体系を確立するために策定されています。

下のグラフで生活排水処理フローといたしまして、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設、単独処理浄化槽を対象として、適切に処理を行っております。

次のページに移りまして、処理別人口の推移及び処理別の人口の予測をあらわしたグラフを載せています。

右側のページに、生活排水処理の基本方針として、節水及び雨水利用の推進、排水の適正処理・再利用の推進、公共下水道の整備推進、続きまして浄化槽設置整備事業の推進、最後に農業集落排水施設整備事業の接続関係の推進に取り組んでおります。

次のページに、目標を快適水環境の郷づくりとして、生活排水処理率を設定し、公共用水域

の水質保全に努めてまいります。

以上で簡単でございますが、説明とさせていただきます。

●会長

これまでの説明で、委員の皆さんから御質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

この計画を受けて、次に各年度の実施計画がありますので、続いて、平成30年度の実施計画及び進捗状況について、事務局から説明をお願いをします。

○事務局

それでは、一般廃棄物処理実施計画の進捗状況につきまして御説明させていただきます。

一般廃棄物の処理を適正に行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、年度ごとに一般廃棄物処理実施計画を定めております。これは、一般廃棄物の排出量の見込み、排出抑制のための方策、ごみの分別収集の内容など、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めたものでございます。

資料8が平成30年度の実施計画で、本年2月に開催した環境審議会で案を提示し、検討をいただき、策定したものでございます。

では、一般廃棄物の種類別の処理量の推移と排出抑制のための取り組みを申し上げます。

資料9をご覧ください。

こちらが平成30年度の一般廃棄物処理量の見込み等をまとめたものになります。ここでは、平成30年度につきまして、見込み量に対し、予測量の増減率がプラス・マイナス10%を超えるものについて、当環境保全課からの所見を申し上げたいと思います。

それでは、まず燃えるごみのところをご覧ください。

上から3段目になります。

こちら、増加傾向にあるのは、事業系の燃えるごみのうち、一般廃棄物収集運搬、それから業者が持ち込む収集分となります。事業者自身が清掃センターに持ち込むのは減少しております。これは、下の段の燃えるごみの詳細を見ていただければ、持ち込みの事業系、下の表の上から4つ目のところが減少しておりますので、従来、事業者自身が処理していた廃棄物を処理業者に委託することで、事業系の収集分が増えたのではないかと考えております。ただ、その分を含めましても、許可業者の持ち込み分、いわゆる収集分につきましての増加は大きいと考えており、清掃センターでも問題と認識しており、実態の調査を行うことも検討しております。

続きまして、缶類、ペットボトルごみの増加ですが、増加傾向の要因といたしましては、飲料用パッケージが瓶から缶類、ペットボトルに変わってきたことと、外食よりも持ち帰りなど

の自宅での飲食が増加しているなど、ライフスタイルの変化が要因の一つではないと考えております。

続きまして、紙類がマイナス12%ということになっておりますが、市民のリサイクル意識が向上し、ごみとして搬出するのではなく、リサイクル資源として処理するケースが増えてきたことが要因と考えております。本年2月からは、市内に紙類の持ち込みが行える事業者の施設が稼働しており、こちらもリサイクル分が増える要因になっているのではないかと考えております。また、新聞や雑誌などを紙媒体ではなくデジタルコンテンツで読む方が増加しており、家庭内で紙のごみが減っているということも要因ではないかと考えております。

続きまして、有害ごみがマイナス27.3%となっております。

まず有害ごみの対象というのが乾電池、蛍光灯、水銀体温計、鏡類となります。乾電池につきましては、充電式家電の増加、充電式乾電池の普及により、通常乾電池の利用が減少していることがごみの減少要因として考えております。また、蛍光灯につきましても、LED蛍光灯の普及に伴う通常の蛍光灯ごみの減少があるのではないかと考えております。

続きましてその下、小型家電が53.5%と増加、それに対しまして燃えないその他ごみがマイナス15.3%となっております。伊予市では、小型家電については燃えないその他のごみとして収集しております。収集された小型家電につきましては、中間処理でその他のごみから分別しております。分別精度の向上に伴い、小型家電ごみが増加し、その他のごみが減少していると認識しております。

全体を総括いたしますと、ごみの全体量から推察したところ、見込み量と比較した場合、増加していることがありますが、平成29年度実績②番の欄、こちらと予測値⑤を比較した場合、ごみの量全体としては減っていく傾向にあると思いますので、基本計画で示している、ごみは減少傾向に向かいつつあるという方向性に問題はないと考えております。

以上で排出量の推移についての御説明を終わります。

#### ○事務局

それでは、一番下の表の一般廃棄物、し尿でありますくみ取り汚泥及び浄化槽汚泥について説明させていただきます。

これまでの実績といたしまして、平成29年度のかみ取り汚泥及び浄化槽汚泥とも減少しております。減少している要因といたしましては、リフォームや建て替え等により、くみ取り及び単独浄化槽の世帯が公共下水道等への接続を行っているものと考えております。

平成30年度の見込み量は、くみ取り汚泥で2,650キロリットル、浄化槽汚泥10,500キロリットルで設定しておりますが、中山地域及び双海地域のし尿処理場であります大洲市の清流園が、今回、西日本豪雨による浸水被害で稼働不能となっておりますために、今年度において実績が把握できず、予測量が算出できない状況でございます。このため、平成31年度の目標設定につきましては、過去のデータを収集いたしまして、見込み量を検討してまいりたいと思っ

ております。

以上で簡単ですが、説明とさせていただきます。

○事務局 それでは、続きまして、一般廃棄物の排出抑制、資源化の具体策と今年度の取り組みについて御説明いたします。

お手元の資料 8 の 5 枚目、別紙の部分のところをご覧ください。

①番、「広報紙にごみ分別及び減量化に関する記事を定期的に掲載する」ですが、広報紙へは、平成30年12月号に年末のごみ出しに関する記事とあわせて、ごみの正しい捨て方を掲載しております。今後も、紙面の都合もありますが、定期的にごみの分別について啓発記事を掲載し、一般廃棄物の排出抑制、資源化につなげていきたいと考えております。また、伊予市のホームページ上にもごみ出しQ&Aというコンテンツを立ち上げました。こちらのほうでごみの出し方、お電話等で質問があったものについてはまとめて、順次上げていきたいと思っております。

次に、②「ごみ分別アプリを活用し、若年層への周知を図る」ですが、こちらのごみ分別アプリ「さんあ〜る」というもので、平成30年12月4日現在で、1,936件のユーザーが利用していることが確認できております。人口約3万7,000人に対しての普及比率は約5%ですが、1万7,000世帯ある伊予市の中で、世帯ベースで見ますと約11%になり、伊予市の世帯の約1割が利用しているということで考えられると思っております。「さんあ〜る」の周知につきましては、市民課の協力のもと、転入世帯に対してパンフレットを配布し、ダウンロードを薦めております。また、ホームページでも、常時紹介をしております。今後も、利用者増加に向けて啓発を行いたいと考えております。

③「資源ごみ回収団体の組織を育成し、紙ごみのさらなる資源化を図る」ですが、こちら資源ごみ、古紙回収団体につきましては、活動団体が平成28年度では47団体、延べ回収回数188回、平成29年度は45団体で延べ193回の活動を確認しております。平成30年度につきましては、11月末現在で43団体が活動し、延べ118回、回収を行っております。少子・高齢化、人口の減少により、活動団体は減少傾向にありますが、活動回数のほうは増加しております。今後も、活動団体に対して支援を行い、紙ごみの資源化につなげていきたいと考えております。

続きまして、④、⑤、⑥のこの3つ、「生ごみの水切り等の身近な減量化手法を紹介し、普及を図る」、「生ごみ削減のため、コンポスト等の機材の活用を推進するよう啓発する」、「廃食用油拠点回収に関し、広報紙等による啓発を行う」、この3点につきましては、現状、啓発活動は不十分であると考えております。広報紙につきましては、紙面の都合等ありますので、広報担当と協議の上、掲載について検討していきたいと考えております。当面は、ホームページのリニューアル等を行い、こちらの活動の啓発になるよう、ホームページのコンテンツを見直していきたいと考えております。

続きまして⑦番、「事業系の一般廃棄物の調査を行い、分別意識の低い排出者に対し、原料に関する計画書の提出を求め、原料や再利用へ誘導する」ですが、こちらのほう、昨年に引き

続きまして、事業系一般廃棄物の調査を実施いたしました。本市で許可を出している一般廃棄物処理許可業者に50社に調査書をお送りしまして、うち34社から回答を得ております。把握しているごみの総量は4,193トンでした。このうち、67%に当たる2,814トンがリサイクルされていることも確認しております。昨年、29年度の調査では、リサイクル率は65%でしたので、全体を通してリサイクル率は上昇傾向にあるのではないかと考えております。今後も、調査内容を精査し、排出ごみに占めるリサイクル量が著しく少ない業者については、指導を検討していきたいと考えております。

なお、指導の際には、排出者の業務内容や社会情勢を鑑み、時期等を検討していきたいと考えております。

最後⑧番目、「地域や学校に職員が出向き、職員が出前講座を実施する」でございますが、本年度は6月8日に港南中学校にて、3年生235名を対象に出前講座を実施いたしました。この出前講座を受けた3年生は、1年生のときから毎年受講しておりまして、3年をかけて伊予市のごみの現状、リサイクルなど、環境問題に関して講義を行っております。今後も、彼らを中心とした若い伊予市民が率先して、環境問題に対して提言を行ってくれるものと期待しております。また、本年度は出前講座に加えて、6月に職場体験として環境保全課に中学生を受け入れました。また、10月と11月に市役所を訪問した港南中学生に対し、環境に対する講義を実施いたしております。さらに、地球温暖化対策として、環境省制作のアニメ映画の上映会を実施し、延べ221名の参加を得ております。

以上、簡単ではございますけど、当課の取り組みについて御報告申し上げます。

#### ●会長

資料8、9をもとに説明をいただきました。

この説明にいたして質問等ございませんでしょうか。

#### ◎委員

今、一番最後に説明されました一般廃棄物の排出抑制、資源化計画の具体策について、特に4、5、6については、当初計画の具体策のまま、今までどおりの方向で進んでいる。

たとえば、コンポスト等の活用というのは、計画当初から提案されていたわけですが、実質ここ5年間、ほとんど何もされないままとなっているというのが1点です。計画は立てるけれども、実際にそういう具体策が実行されていない気がします。

それから、6番目の出前授業等も、大体1校のみで、ほとんどこの5年間増えていない感じがします。本当に啓蒙活動をするのであれば、出前授業数を増やすとかもやっていかないと、具体策を打ち出しても、実行していかないと余り実績としては上がらないのではないかと思います。

特にコンポストなんかは、非常に日常の中で取り組みやすいことなので、やろうと思えばできるはずです。もう少し突っ込んだ、具体的な行動計画に結びつくようなことをやっていただ

きたいと思います。

○事務局

委員さん御指摘のとおり、段ボールコンポストの活用につきましては、3年前から毎年1回は必ず段ボールコンポストづくりを環境教室の中に入れております。今年度も3月に、上野地区の公民館で段ボールコンポストづくりを検討しております。これにつきましては、いろいろな方のお知恵等も拝借しまして、環境教室も開きたいと思っております。

環境教室では、26年度から毎年1回は必ず学校の生徒さんたちをいろんな施設に連れていくこともしております。

◎委員

もう一つ、例えば、特に婦人層にこういう思想を広げていかなければいけないと思います。そうすると、恐らく公民館単位で料理教室あたりは毎月やられていると思うので、そういった機会にごみの削減いう普及啓蒙をやるようなことも、今後の中で検討していただくようお願いしておきたいと思います。

○事務局

わかりました。

●会長

ほかに、質問とか御意見とかありますでしょうか。

よろしいですか。

◎委員

初めてで、ちょっと場違いな発言かもしれませんが、今の実施計画は、適正に処理されている内容の計画だと思いますが、今問題になっている一つに不法投棄対策があると思うのですが、これは全くまた別の問題、ここには入ってこない話なんですか。

○事務局

今回御説明させていただきましたのは、適切に処理されているごみの量についてのお話ですので、不法投棄については別問題です。言うなれば犯罪に当たるような行為もありますので、今回、御説明した中には不法投棄ごみというのは入っておりません。これは、また別のものとして対策をすることになっております。

◎委員

そういう別の話し合いの場もあって、対策もやっておられるということでもよろしいですか。

◎委員

不法投棄というのは犯罪行為ですから、逆に言うと、仮にA町で不法投棄があったとすると、それはもう、区長さんなりその辺を通じて、まず警察へ届けてほしい。で、その不法投棄の、中には不法投棄した方が見つかる場合等もあるので、そこで見つかった場合は、その人に処分してもらいますし、どうして見つからない場合は、行政の方へ連絡して、行政で撤去して

もらうというのが、多分今までの方法じゃなかったかと思うのですが。

○事務局

不法投棄につきましては、市民の方からや、施設の管理者から、環境保全課へ連絡が入ってまいります。それに対して、一応現場を確認させていただいて、悪質なものについては、不法投棄ということは犯罪でございますので、警察には連絡をすると、全てが全てというわけではありませんが、警察も事件性がある云々の判断をされます。その後どうしても対処ができないものについては、ごみがあればごみを呼びますので、行政で収集はさせていただきますが、基本的には施設の管理者、またはその土地の所有者の方に基本的には最終的な処理をしていただくという形で、対処させていただいております。

◎委員

別問題ということで。

○事務局

はい。

◎委員

失礼しました。

●会長

ちなみに、計画を立てた以降4年間、もしくは今年度にそういったパトロールされたりして見つけたとか、市民の方から通報があつて、そしてそういったことを、早期発見をするということと、悪質なものは警察署と一緒に対処すると、そういう視点がこの4年間、もしくは今年度であったのでしょうか。

○事務局

はい。実例がございます。

市の施設管理としては、市道、またはその他の林道とか、人けがないところに不法投棄された場合、市民の方から捨ててあるとか、または工事現場であれば工事業者さんから通報があります。民地におきましては、ここ1カ月ぐらいでは、ある地域でお墓の近くに不法投棄がありました。先ほども言いましたように、個人の財産は個人で守っていただくということもありますので、警察として対処をしていただいております。結局、最終的には警察のほうも告知をしたが情報を得られず、行政へ協力依頼がございましたので、最終的には市のほうで撤去した実例もあります。平均的には、月に何件かはそういう通報があつて、現場を確認させていただいて、市の管理する施設であれば、市で対処をさせていただいておりますし、個人さんの土地の中にあるものについては、一応個人さんのほうに御依頼して、撤去をお願いしているというのが現実です。

●会長

改めて、また、一般廃棄物処理基本計画に対する今年度の計画の進捗状況ということであり

ました、それとは別であるけれども、そういったことに対して取り組みも説明してありました。

じゃあ、改めて進捗状況等といたしまして、御質問とかありますでしょうか。

◎委員

もう一つ事業系の調査を実施し、34社から回答があったということですが、これは何社に対して要請をして、34社から回答があったのか、教えていただきたい。

○事務局

許可業者50社に対して調査書をお送りし、うち34社から回答を得ております。

回答がないことについても、実際、回収をしていない可能性もありますし、どういったことで回答がないというところまで詰めてはないので、来年の調査する際には、未回答の理由等も確認をするようにしたいと思います。

●会長

ちなみに、計画書の提出を求め、原料や再利用へ誘導するということですが、具体的に回答のあったところに、原料とか再利用に取り組んでおられるような、少し事例みたいなものを回答されたら、お教えいただけますでしょうか。

○事務局

調査を実施して、当課としての調査結果に対するまとめというのは行っておりますが、排出者に対する調査、ないしは計画書の提出というところまでは至っておりません。

排出者の方につきましても、廃棄物処理業者が、ここからごみとして収集しているというだけなので、それをもとに、排出者に直接、あなたのところのごみがこういうふうになっていますよっていうことをいきなり指導しますと、なかなか排出業者さんも難しい立場に陥るのではないかと危惧しております。

まずはそういった情報があるのでというところから聞き取り調査を始めて、少しでも排出抑制になるような形で薦めていきたいと考えております。

●会長

ということは、直接事業者に対しては、まだ経営の指導までは至っていないということですね。要するに、回収業者の調査はしているけども、伊予市にある各事業者に対して、実際調査したらこういう実態なので、特に事業所ごとに今後この計画書を作成して、御協力をいただきたいというところまではまだ行っていないということですね。

○事務局

はい。

●会長

僕ら、大学としては、こういったことに対して僕らは教育する立場なんで、大学の中では、何%減少しようという風なものをやったり、分別をしていくとかというような形のものを立て

たりしているので、恐らく事業系ごみの排出のことに対してもきっちりされているところやったら、そういった計画を立てられていると思うんです。だから、そういったところを、計画書そのものを提出が難しくても、減量や再利用の取り組みを共有して、また伝えていかれると、事業系のごみが減るんじゃないかなど。多分、事業系のごみを、減量や再利用に誘導しないと増えていく傾向にどこもあるんで、そのあたりも検討をお願いします。

この関係のことは、このぐらいで終わらせていただきます。

次の議題に移りたいと思います。

6番目は、先ほどの説明でいくと、市設置型における浄化槽管理の見直しについては諮問案件となっていますので、説明いただいて、それについてじっくりと審議をしたいと思います。

それでは、また事務局のほうからこれにつきまして説明をお願いします。

#### ○事務局

失礼をいたします。それでは、私から市設置型における浄化槽管理の見直しについて説明をさせていただきます。

お手元の資料10の1ページをご覧ください。

それでは、まず諮問の内容について説明をさせていただきます。

伊予市では、平成28年度までは合併処理浄化槽の普及促進について、個人が設置をする浄化槽設置整備事業及び行政が設置をする浄化槽市町村整備推進事業により実施をしてまいりました。しかし、合併後10年を経過し、今なお合併前の旧市町で事業が異なることは、公平性の観点から改善する必要があると考えられることから、審議会にて事業を統一することが望ましいと判断し、平成29年度より個人設置型の浄化槽設置整備事業に事業統一をし、普及促進に努めております。

個人設置型は個人の管理であります。市設置型は市で使用料を徴収し、維持管理を行っております。しかしながら、これまで市設置型で実施してきた中山地域及び双海地域については、近年の少子・高齢化の影響により使用者が減少傾向にあり、空き家となる案件も見受けられるようになり、維持管理において使用者不在や個人用地に市所有物が残存するなどの問題が発生をいたしております。このような状況は、今後さらに深刻化するものと考えられることから、市設置型で設置された浄化槽の維持管理について、見直すことが喫緊の課題となっているものでございます。これらのことから、市設置型浄化槽の個人管理について整備及び検証を行い、見直しを行いたいと思っております。

詳細につきましては、担当より説明をいたします。よろしくお願いをいたします。

#### ○事務局

それでは、資料の5ページ、伊予市の浄化槽整備区域について説明いたします。

まず、着色している区域が集合処理での整備でございまして、図の一番上の赤色の区域が公共下水道（伊予処理区）でございまして、中央の緑色の区域が農業集落排水事業で実施し、整備

完了いたしました大平、唐川、犬寄、佐礼谷地区でございます。また、源氏地区については、簡易排水事業で整備した区域です。図の一番下側のピンク色の区域が、特定環境保全公共下水道で整備完了した中山処理区域でございます。集合処理区域を除く伊予市全体を水色で囲っている区域が浄化槽の個人設置型で実施している区域でございます。

続きまして、7ページが伊予市の浄化槽設置状況でございます。

これは平成30年度9月末におけるデータで、市設置型が全体で321基、個人設置型が全体で5,090基、合計5,411基でございます。

各地域の市設置型と個人設置型の割合を円グラフで示しております。伊予地域におきましては、市設置型はなくて個人設置型が100%でございます。中山地域で市設置型が53%、個人設置型が47%、双海地域では市設置型が8%、個人設置型が92%であり、伊予市全体では市設置型が6%、個人設置型が94%、大半が個人設置型で設置された浄化槽でございます。

右側の8ページに、各地域の浄化槽の設置状況をあらわしております。青色が、個人設置型で、緑色が市設置型、ピンク色は公共施設の浄化槽になりますが、全地域で5,400基ほどあるんですが、非常に点が重複して、塗り潰した状況になっておりまして、わかりにくくて申しわけありません。

伊予地域では集合処理区域以外で個人設置型が集中しておりまして、中山地域、双海地域は個人設置型と市設置型が広範囲に混在している状況でありまして、詳しくは後述させていただきますが、同一の浄化槽であっても管理費用が異なる状況が現在発生しております。

10ページをお願いいたします。

10ページが市設置型浄化槽の人槽及び用途を示しておりまして、中山地域239基の約半数が7人槽であり、双海地域82基の約8割が5人槽でございます。浄化槽の人槽算定は、延べ床面積等によって異なりまして、床面積が大きいほど人槽も大きくなります。

11ページ右側は年度別の設置基数を表しておりまして、中山地域では平成10年から平成28年度までの19年間で239基、双海地域では平成22年から平成28年度までの7年間で82機を設置しております。平成9年以前と平成29年度以降の今現在は、中山及び双海地域とも個人設置型の事業を行っております。

下の棒グラフは、市設置型の浄化槽の年度別基数をグラフ化したものです。中山地域の設置基数が年々減少傾向にありまして、補助事業の実施要項にあります年間整備基数10基を満たすことが困難となってきたために、平成22年度より双海地域を追加した状況になっております。

次の12ページをお願いいたします。

市設置型地域の行政人口を見ますと、人口減少が顕著でありまして、今後元号が変わると思いますが、平成40年で推測しますと、双海地域で3,000人、中山地域で2,000人を切り、約5,000人程度になりまして、合併当時の17年、約1万人から比べますと半減すると予測されます。

13ページ右側ですが、地域別の高齢化率がまた非常に傾向が顕著でありまして、平成40年で推測しますと、双海地域が約55%、中山地域で約65%になり、大体50%を超えるようになりまして、2人に1人は65歳以上ということが予測されます。

下のグラフは、浄化槽使用の世帯の人数なんですが、人口減少に伴って平均世帯員数も減少傾向にありまして、人数換算で料金改定を行っておりまして、世帯員数の減少に伴って料金収入が減少する傾向がございます。

次の14ページに、平成29年度実績の浄化槽特別会計の財政状況をあらわしております。

一番上が、支出3,359万6,000円の内訳で、施設管理費が2,800万7,000円でありまして、全体の83%を占めております。収入におきましては、料金収入が1,384万2,000円で、半分にもみない状況になっておりまして、市からの繰り入れが6割を賄っており、市の一般財源を圧迫するような要因になっております。

下の棒グラフは、いろいろ種類があつてわかりづらいと思うのですが、平成25年から29年までの市債残高、市債返済金、市繰入金、料金収入をあらわしたグラフでございます。紫色の棒グラフが料金収入でありまして、平成28年度まで事業を実施していたために、浄化槽の基数に伴いまして料金は増加しておりますが、今後、人口減少により収入は減少し、緑色の棒グラフであります市からの繰り入れ金が増加していくことと予想とされます。

右側の15ページに、浄化槽の施設管理費の内訳といたしまして、料金収入と同様に、28年度まで事業を実施してまいりましたので、浄化槽の管理費用、赤色の維持管理費用が増加傾向にあります。今後、浄化槽の経年劣化によりまして、紫色の修繕費が増加すると思われまふ。これに伴い、施設管理の増加が市の繰り入れ金の増加につながりまして、財政を圧迫する要因に今後なると予想されます。

16ページに、浄化槽の個人設置と市設置の料金比較をしております、上の表が個人設置型で、地域によって料金は異なるんですが、中山地域の料金を抜粋しております。浄化槽の人槽によって異なりまして、人槽が大きくなればなるほど料金も高くなるということです。

下の表が市設置型の料金で、浄化槽の人槽に関係なく、世帯の人数で料金が異なりまして、世帯員数が多いほど料金が高くなる料金設定になっております。

上と下の表を比較しますと、個人設置型の5人槽、一般契約が年間で5万4,250円、下の表でいきますと5人世帯が年間5万5,560円で、おおむね同様金となりますが、これがまた人口減少によって、市設置型の世帯が減少していくと、その差が大きくなっていくということです。

次に、17ページにその差の比較をしているんですが、個人設置型と市設置型の整備費及び維持管理費の実態を計算しております。表の青色が個人設置型、緑色が市設置型でございます。新築で合併浄化槽、5人槽を30年間要した費用を比較しますと、青色の個人設置で約270万円、緑色の②、真ん中の表は市設置型5人家族で約180万円になりまして、市設置型と比較す

ると、約90万円個人設置型が高くなります。

また、一番下の表である緑色の3番が、市設置型でお子さんが進学とか就職、あと高齢者の方が施設の入居等で転出した場合を考慮いたしまして、最初、5人家族を15年、2人家族になってしまって15年の計30年間で計算すると、約143万円になりまして、青色の個人設置型と比較すると、約130万円個人設置型が高くなるということになっております。更には、浄化槽の設置費で、個人設置型が工事費から補助金を差し引いて80万円程度ですが、市設置型は5人槽で13万円の負担金のみで設置することができます。

また、管理費では、個人設置型が一定の額の管理費用と浄化槽の部品の経年劣化等で修繕が加わりますので、個人の管理費は通常、年々増加していきませんが、それと異なりまして、市設置型は世帯員の人数がだんだん減ってきて、使用料は減少し、修繕費は使用料に含まれておりますので、個人の費用は減少するというので、個人設置型の個人の負担費用と市設置型の負担費用の差が年々、大きくなっていくという状況でございます。

次に、19ページです。

先ほど、諮問の内容で御説明いたしましたように、現在、本市においては、浄化槽設置費用を個人設置にして事業統一をしております。市設置型浄化槽の維持管理においても、将来の人口減少や高齢化、空き家等における維持管理の問題が発生しておりまして、社会情勢の著しい変化に対応するため、見直しを行う時期に来ております。

そこで、市設置型で管理している浄化槽の問題点を抽出いたしまして、個人管理、いわゆる個人の譲渡した場合のメリット、デメリットを検証し、設置後10年経過した財産処分できる浄化槽の管理について統一を図りたいと思っております。

20ページ、最後なんですけど、浄化槽の管理の検討を表にしております。

上の概要図につきまして、伊予地域は個人設置型、中山地域と双海地域は個人設置型と市設置型が混在しているということです。市設置型が320基、個人設置型は5,090基で、市設置型が全体の6%であるということです。

問題点が、地域によって維持管理費が異なり公平でないということと、最近、特に空き家で使用者不在の案件が出てきております。個人の土地に市所有の浄化槽がありまして、円滑に財産処分ができない状況になっております。今後、人口減少に伴い、使用料が減少するというので、使用料の増額が必要になる可能性があるということが上げられています。

続きまして、個人譲渡した場合の有利な点といたしまして、維持管理を統一することにより、地域における公平性を確保できる。空き家等において使用料が発生しますが、個人管理により廃止及び休止等、自由な選択が可能になってきます。宅地内にある市の所有施設が個人所有となるため、売買、解体等が発生した場合、円滑に処分可能ということです。

不利な点といたしましては、適切な維持管理を指導する必要があるということと、世帯によっては、今まで払っていた金額よりも管理費用が高くなるということが出てくると思います。

市としては、設置から10年を経過した財産処分できる浄化槽から順次、個人へ無償譲渡していきたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

●会長

この件につきまして、質問、御意見はありますでしょうか。

よろしいですか。

◎委員

全体、個人設置型にしたのと、合併10年以上たっているということで、同じ市民で差があるのはもうおかしいのではないかとということで、個人設置型にそろえていって、今後、市設置型はしないというふうな諮問をして、今に至っているということなんですが市設置型の場合、当初の加入契約の際に、利用料金は財政状況によって変更することができるのかどうか、例えば維持できなくなったら、今1,000円上げるとか、2,000円上げるとか、そういうふうな契約があるのであれば、今後、人口減少というのはどんどん進んできますから、2040年にはかなり減少していくと、恐らく倍以上の使用料を出さないと、市設置型では維持できないという、その辺りを十分使用者に理解をしてもらって、早い時期に個人型に、恐らくこれからすると320基のうち、300基が10年以上経過していると思うんです。ですから、そこを説明して、早い時点で個人型に切りかえるというのが、市設置型の世帯にとっては有利になるということを強調しておかないと、恐らく使っている方は、もうずっと今の料金でいくんだなというふうに思われていると思うんです。ですから、そうじゃないんですよというのを理解してもらって、早い時期に切りかえるというのが使用者にとっては親切じゃないかと思うんで、そこら、10年以上経過したものについては、そういった有利点を説明して、切りかえをお願いするというのが市民にとってはいいんじゃないかなと、特に中山、双海地区については今までありますから、合併の時点で市町村設置型を残したので、今、こういう現状になって来ているわけであって、いつかの時点では、整理していかないといけないということなんで、これがだんだん高くなってくると、もうどうしようもないということになるんで、今が限界じゃないかなと意見としては思います。

○事務局

料金の関係は、上下水道運営審議会という会がありまして、そこで料金改定等を諮問したりする形になろうと思うんですけど、委員さんおっしゃったように、このままでいくと倍以上の形になるので、順次、お渡ししたほうが人数とかによってくみ取り料とかも変わります、人数が少なければ料金が少ない場合もあるので、今は統一した金額ですが、個人にお渡ししたほうが使用者の適正な料金になると考えております。

◎委員

私も初めて聞いたので、ちょっと衝撃も持って受けとめておりますが、中山地域と双海地域、たくさんの方が市の設置型であるので、実際には移行する場合は、対象となる方に対する

説明をどういう対応をされるんですか。

○事務局

方針が決まれば地域の方まで出向きまして、個々に説明をいたします。それで、譲渡契約を無償という契約で結ばなくてはいけないし、その後は管理する業者さんをどこに決めるかとか、そういう形を設定します。地域ごとに個々に回り、御説明する方法で考えております。

●会長

ほか、質問、御意見ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

今回で、この資料の内容にて、決めて、すぐ答申するというものではないんですね。

○事務局

委員の皆さんが、賛成意見であるとなれば答申案と、今後の日程等を、次回にこういう案を提示させていただけたらと思っております。

●会長

この審議会、初めての方もおられると思いますので説明いたしますと、最初、一般廃棄物処理基本計画を立てることをやりまして、その後は毎年、実施計画を立てることになります。その実施計画は、前の年度の年度末の審議会において、審議策定することになります。今年は久しぶりに、中間的に進捗状況をお聞きしたということで、また3月ごろに、今年度の総括とあわせて、次の31年度実施計画を立てる審議会が開かれて、そのときに改めて最終的な案を答申するかどうかということを決めるという形ですね。

そういうこととしまして、一部、具体的に市民皆さんに対して御理解いただくようなこととして、それは少し盛り込んだほうがいいんじゃないかという御意見もあったと思いますので、そういったこととあわせて、これからの譲渡とか、その辺のスケジュールとか、そういったものを検討していただいたものを次回に提出して、それまでに幾らかあるようだったら、委員の方にあらかじめ見ていただくようにして、3月のときに最終的な案を認めて答申をしたいと思っておりますので、そういう方向でよろしいでしょうか。

○委員

でも、一番に加入者の方が気にされるのは、利用料が高くなるのではないかという危惧が一番問題だと思うんです。だから、その辺がこのまますると何年、10年後にはこういうふうなシミュレーションになりますというふうな予測を出して、今でないとなかなかいけませんという理解ができるような資料提供というのを、是非お願いしたらと思っております。

○事務局

委員さんの提案、御意見を踏まえまして、資料をつくりまして、次回の審議会に提出させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

●会長

できましたら、この審議会もそうですが、地域の方に納得していただくような形のものを、この審議会で答申をしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

7番目、伊予市災害廃棄物処理計画（案）につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料の11になります。

伊予市の災害廃棄物処理計画（案）でございますけれども、本年7月の豪雨災害におきまして、西予市、大洲市、宇和島市の南予を初めとしまして、県内に大変な被害が発生したことは、皆さん記憶に新しいことだと思います。報道等で見られたと存じますけれども、災害発生後はごみの山があちらこちらにできているという状況でございます。私ども環境保全課職員も、応援としまして大洲市に赴きまして、防除作業を実施しましたがけれども、そこも道路等にはごみが山のように積まれていたところを各所で見ることになりました。

本市においても、他山の石とすることなく、今年度、伊予市災害廃棄物処理計画を策定中でございます。この計画策定に関しましては、環境審議会への諮問ということではございませんけれども、せっかくの機会でございますので、報告事項させていただいて、この後、担当者のほうから詳細について説明をさせますので、皆様方にはまた忌憚のない御意見を賜りたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○事務局

まず、1ページ目をお開きください。

基本的事項としまして、計画案の背景と目的について書かれております。

今回、南予を中心といたしました豪雨災害等がございました。この災害において、発生した廃棄物も大量でございました。このような災害廃棄物の処理計画を自治体としても立てなければいけないということで、本市におきましても、今年度、計画案を策定いたしておるところでございます。県におきましては、平成28年度に処理計画案を策定しております。それを受けた形で、市においても計画案を策定しているという状況でございます。これが計画案についての主な背景でございます。

続きまして、2ページ目をお開きください。

国の環境省で災害廃棄物対策の指針というものを出しております。それにつきまして、それを受けて愛媛県のほうでも災害の廃棄物処理計画というのを平成28年度に立てました。それで、本年度、本市におきましても伊予市の災害廃棄物処理計画を策定するという流れになっております。

3ページ目から12ページまでは、本市の基礎的なデータ、人口と降雨量と社会動態、自然動態等について記載しております。

13ページの地域防災計画の記述内容でございますが、本市におきましても地域防災計画を立てております。それについての主な内容を記載しております。

14ページ、15ページと、愛媛県のご地域防災計画等の内容も書いております。

続きまして、20ページをお開きください。

廃棄物処理関連の施設の現状把握の記述となっております。

御存じのとおり、本市におきましては、伊予地区清掃センターという名称で、三秋にごみ処理焼却施設がございます。それ以外に清流園及び塩美園の施設等を自治体のごみ処理計画の施設の現状と概要として記載をしております。

伊予地区清掃センター、塩美園、清流園で処理できない場合、県を通じまして、応援要請をするということを記載をしております。

次に、23ページをお開きください。

仮設トイレのし尿処理の状況です。こちらでも仮設トイレがどれぐらい必要になってくるかというところで、計画案として盛り込んでいますけれども、実際、発災1日後で238基が必要となるという計画（案）で、危機管理課に確認したところ、本市では398基のほうの備蓄があるということで、これは十分対応できると考えております。

続きまして、25ページでございます。

廃棄物発生量の推計でございますが、愛媛県の廃棄物災害発生量の推計に基づきまして、発生量を計算しております。全部で87万931.6トンという莫大な数字になっておりますが、最も災害がひどいというケースを想定しておりますので、災害の規模によってはこの数字が変わるということでございます。

続きまして、し尿及び避難所ごみでございますが、26ページ、27ページにも記載しておりますけれども、災害の一番ひどいケース等を想定しており、環境省の指針や県の被害想定等を勘案して推計をしております。

続きまして、28ページに記載しております試算条件の検討でございますが、環境省の指針等をもとに記載をしております。

続きまして、31ページでございますが、実際、発災したときの処理戦略の検討ということで、主に環境省の方針といたしましては、災害で発生した廃棄物については、ほぼ3年以内で全部の処理を完了するという指針になっております。そこで、愛媛県の災害廃棄物処理計画指針を活用いたしまして、こういった形で処理する計画の案でございます。

それから、32ページ、33ページの処理基本スケジュールの例ですが、他県や他市町で発生したスケジュール等の例を活用しながら、実際の計画を立てていくように検討しているところでございます。

続きまして、34ページから処理フローを記載しております。実際の処理はどうすればいいかということで、標準的な処理フローを載せております。1次仮置き場及び2次仮置き場を設置

しまして、基本計画に沿って処理をしていくというような計画案の流れになっております。

以下、36ページから39ページにかけて処理フロー等の基本的な内容を記載しております。

続きまして、39ページでございますが、災害廃棄物対応をどうするかということで、国、環境省、愛媛県の災害本部等、伊予市災害対策本部、近隣市町も連携しまして、一丸となって取り組むという策定案となります。その中で、伊予市としてはどのような組織体制ができるかというところで、案を示しております。

40ページから41ページにかけましては、実際の災害の処理対応について、担当課と役割等を記載しております。これについては、ほかの関係する課とも連携をして、一丸となって取り組むという形で、計画案を策定いたしましたところです。

続きまして、43ページになりますが、近隣市町と愛媛県等の協力も得まして、災害廃棄物の処理の対応をしていくという計画を立案しております。

続いて、44ページの仮置場でございます。

仮置き場に関しましては、さまざまな災害のパターンがございます。例えば、津波とか地震とか、発災形態によっても違いがあるところでございますけれども、そういった中で、どのぐらいのごみが出るかというところで、愛媛県の被害想定等を活用しまして廃棄物発生量の最大値を見込んだ計画となっております。

この仮置場につきましては、主に、市の公有地を活用するというところで、現在、財政課に市有地をリストアップしてもらい調整しているところでございます。今後も、県のから仮置場等につきましては、恐らく広域で考えるような場が設けられると思いますので計画等を突き合わせていき、あらゆる発災状況に対して仮置場等を確保できるような計画をこれからも、策定していけたらと思っております。

続きまして、仮置場につきましては、44、48、49ページ等に、実際どのような形で仮置場を選定するかという基本計画をお示しております。

続きまして、51ページでございますが、緊急時の対応ということで、実際発災した場合の組織と役割分担を記載させていただいております。

そして、54ページでございますが、実際の災害廃棄物の処理の流れにつきましては、今後、実際の被災されたところからも聞きましたけれども、なるべくリサイクルするよう発災後でも考えて、検討していかなければいけないということも聞いておりますので、発災後のリサイクルの検討も必要ですので、各関係業者とも協議をして、基本計画等をもとに協議をしていきたいと思っております。

続きまして、58ページでございますが、家屋の解体撤去ということで、災害が起きましたら家屋の解体処理というのも対応していかなければいけませんので、本市の基本計画も当然、環境省、県とも協議して、計画の円滑な遂行に検討をさせていただきたいと思っております。

64ページは基本計画になっており、実際に発災した場合は、実施計画を速やかに立てなけれ

ばいけません。それで、その実施計画をどのように立てていくかというのを基本計画に盛り込み記載しております。

以上、計画案についての説明を終わります。

●会長 これにつきまして質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは最後、8、その他、何か審議したいことございますか。

○事務局

それでは、今後の審議会の予定について御説明をいたします。

先ほど委員長さんのほうに取りまとめていただきましたように、次回の審議会では、来年度の一般廃棄物処理の実施計画（案）を提示いたしまして、御審議いただきたいと思っております。また、先ほど審議いたしました市設置型における浄化槽管理の見直しにつきまして、答申内容について御審議をいただきたいと思っております。時期につきましては、先ほど3月ということがございますので、今年度における災害廃棄物処理状況が一定把握できる時期を見計らいまして、また委員さんの日程を調整させていただきまして、御案内をさせていただきたいと思っております。

また、来年度のことになりますが、一般廃棄物処理基本計画が平成26年度に策定ということで、5年が経過をしようとしております。国が定めた策定指針によれば、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされております。見直し内容につきましては、計画策定の前提となっている諸条件に大きく変動があった場合、また実施計画の見込みと実績に大きな乖離が生じた場合、新たな目標設定に向けた検討が必要になった場合、これが、先ほど説明いたしました災害廃棄物処理計画に当たるわけですけれども、こういうことの見直しを行っていただくこととなります。こういったことで、来年度につきましては、基本計画の見直しについて御審議いただくことをお含みいただければと思っております。

会議につきましては、1回2時間程度で予定をしております。開催時間につきましては、本日は午前中でしたが、平日の午前、午後、どちらかを希望いたしますが、皆様の御都合によりましては夜間の開催も可能でございます。来年度につきましては、3回分の予算を計上しておりますので、3回程度、審議会の御出席をいただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

審議予定につきましては以上でございます。

●会長

今年度としては、次年度の計画を立てることと、先ほど見直しを指示して答申をすること、さらにちょうど5年経過するので、その次の年度は改訂版を作成するという内容です。来年度は3回予定されているというような内容でした。そういったことで、これからまた日程

調整もあるのでよろしくお願いいたします。

そのほか、委員の皆さんのほうから何か、意見とかありますでしょうか。

#### ◎委員

2点ほど。

1点は、当市ではありませんが、愛媛県下を捉えますと、今、太陽光発電を非常に業者が積極的に導入をしておりますが、住宅周辺の農地等に太陽光発電をすると、立地場所によっては、まぶしいとかいろんな条件で住民の反対が起こる場合があります。具体的に、県下でも動いていますが本来は住民に対して業者さんが説明会を開いて、きちんと説明をして、了解を得てからやればいいんですけども、いろんな業者さんがいますから、そういうことをしないで強硬にやろうとするとトラブルが起こる。そうすると、農地法上は条件として、周辺農地に影響を満たさなければ、もう転用できてしまった。四国電力さんのほうも、別に地域住民の了解なくとも基本的にオーケーを出すということで、非常に住民との問題が出ているということで、例えば宇和島さんあたりは、宇和島市全体で協議会をつくって、環境に影響を及ぼさないかどうかとかそういったことを、その審議会を通らないと許可は出さないとか、あるいは上島町あたりも、町議会のほうでそういう問題が出て、条例をつくったりしています。現在、伊予市にはないんですけども、今後、だんだんそういった事案も出てくる可能性があるのではないかと思いますので、この審議会じゃないかもしれませんが、そこらのことも今後のことを考えて、ひとつ検討していただきたいという1点と、空き家対策について、恐らくこれはこの審議会じゃないかもしれませんが、大きい意味では環境に影響することなので、お隣の松前町さんあたりでは、空き家はどうしようもない場合は町が更地にして町の土地にするとか、そういう条例もつくって具体的にやられているので、かなり今後、伊予市においても空き家対策というのは非常に重要になろうかと思っておりますので、今後の審議会の中で検討いただくよう、お願いをしたいと思います。

#### ●会長

また、いろいろと、次の年度になると計画を立てますので、そのときに、そういった問題なんかもここで取り上げるかどうかを改めて考えていきたいと思っております。

それでは、以上で議事を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

#### ○事務局

それでは、長時間ありがとうございました。

以上をもちまして第1回伊予市環境審議会の全ての予定は終了しましたので、本日はこれにて閉会させていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時50分 閉会